

## 第5章 国の基本指針に即して定める「第6期障害福祉計画」

### 1 計画の策定にあたって

#### (1) 計画の性格及び位置付け

障害福祉計画は、障害者総合支援法第89条に基づき、国の定める「基本指針」(※)に即し、市町村障害福祉計画の達成に資するため、広域的な見地から障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関する計画を定めるものです。

本県の障害福祉計画は、これまで、第1期計画(平成18～20年度)、第2期計画(平成21～23年度)、第3期計画(平成24～26年度)、第4期計画(平成27年～29年度)及び第5期計画(平成30～令和2年度)を策定しており、このうち第4期計画以降は、障害者基本法に基づく障害者計画と統合し、「岐阜県障がい者総合支援プラン」の中に位置付けて策定しております。

第6期計画(令和3～5年度)においても、引き続き、同プランの中に位置づけて策定します(第5章、第7章)。

#### ※ **国の定める「基本指針」**

根拠規定：障害者総合支援法第87条(基本指針)

「障害福祉サービス及び相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業の提供体制の整備並びに自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」(平成18年厚生労働省告示第395号) → 内容については、166～168ページに掲載

#### (2) 第6期計画の期間

この計画の期間は、令和3年度から令和5年度までの3年間とします。

#### (3) 障害保健福祉圏域の設定

障害者総合支援法では、障がい者に身近な行政主体である市町村が、当事者のニーズを的確に把握したうえで障がい者の支援に取り組んでいくことを基本としていますが、専門的な支援については、広域的な取り組みも必要です。

このため、指定障害福祉サービス等の見込量等については、5つの障害保健福祉圏域ごとに定めることとします。

(障害保健福祉圏域)

圏域名	区 域
岐阜圏域	岐阜市、羽島市、各務原市、山県市、瑞穂市、本巣市、羽島郡、本巣郡
西濃圏域	大垣市、海津市、養老郡、不破郡、安八郡、揖斐郡
中濃圏域	関市、美濃市、美濃加茂市、可児市、郡上市、加茂郡、可児郡
東濃圏域	多治見市、中津川市、瑞浪市、恵那市、土岐市
飛騨圏域	高山市、飛騨市、下呂市、大野郡

#### (4) 計画の推進体制

障害福祉計画における目標等について、年に1回は実績を把握し、障がい者施策や関連施策の動向を踏まえながら分析及び評価を行い、必要に応じて障害福祉計画の見直しの措置を講じます。

##### ①岐阜県障がい者総合支援懇話会等との協働

障害福祉計画を推進するためには、行政だけではなく、障がい者支援に関連するすべての者が連携し、積極的・主体的に取り組む必要があります。

このため、「岐阜県障がい者総合支援懇話会」等で意見を聴き、実践活動面で障害福祉計画の推進に資するよう関係者間の協働を図ります。

##### ②岐阜県障害者施策推進協議会への協議

障害福祉計画の進捗状況等を「岐阜県障害者施策推進協議会」に報告し、適切な進行管理と評価を行います。

また、障害福祉計画を見直す場合は、県民に広く意見募集するとともに岐阜県障害者施策推進協議会において、その内容を協議します。

#### (5) 障害福祉サービス等の見込量の算出

第6期障害福祉計画の目標年度である令和5年度における障害福祉サービス等の見込量は、市町村の報告数値を基礎として、第5期障害福祉計画の実績を踏まえ、算出しました。

##### ①市町村との調整

市町村は障害福祉サービス等の見込量や目標数値等について、これまでの実績を踏まえ、各種調査や有識者会議等を実施したうえで計画数値を見込んでいます。

県においては市町村ごとの障害福祉サービス等の見込量を合計したうえで、サービスの種類ごとに精査・調整を行い、サービスの見込量を定めました。

## 2 数値（成果）目標

### （1）令和5年度の数値（成果）目標の設定

国の基本指針では、①福祉施設の入所者の地域生活への移行、②精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築、③地域生活支援拠点等が有する機能の充実、④福祉施設から一般就労への移行等、⑤相談支援体制の充実・強化等、⑥障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築について、これまでの実績及び地域の実情を踏まえ、令和5年度の数値（成果）目標を設定することとされています。

本計画では、国の基本指針を踏まえ、令和5年度の数値目標を次のとおり設定します。

#### ①福祉施設の入所者の地域生活への移行

##### ア 数値目標の設定

###### 【国の基本指針】

- ・ 令和5年度末の施設入所者数を令和元年度末時点の施設入所者数から、1.6%以上削減することを基本として、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定。
- ・ 令和5年度末までに、令和元年度末時点の施設入所者の6%以上が地域生活へ移行することを基本として、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定。



###### 【県の数値目標】

- ・ 令和5年度末の施設入所者数は、令和元年度末時点を基準に現状維持とします。
- ・ 令和5年度末までに、令和元年度末時点の施設入所者の3.5%（78人）以上が地域生活へ移行することを目指します。

### 【数値目標の積算】

項 目	数 値	備 考
① 令和元年度末の施設入所者数	2,227人	令和元年度末現在の施設入所者の県内市町村合計
② 令和5年度末の施設入所者数	2,227人	令和5年度末現在の施設入所者の県内市町村合計
③ 【目標値】 施設入所者数の減少見込み (②-①) (割合 ③÷①)	0人 (△0%)	令和元年度末現在の施設入所者の令和5年度末までの減少見込み数
④ 【目標値】 地域生活移行者数 (割合 ④÷①)	78人 (3.5%)	令和元年度末の施設入所者のうち、令和5年度末までにグループホーム、一般住宅等へ地域移行する者の数
(参考)【第5期計画実績】 地域生活移行者数 (割合)	46人 (2.0%)	平成28年度末時点の施設入所者のうち、令和元年度末までにグループホーム、一般住宅等へ地域移行した者の数

### イ 数値目標設定の考え方

- 施設入所者数は、入所者の高齢化が進み地域生活移行が難しい状況や県内の向こう3年間の入所施設の待機者が相当数(約200人)ある状況を踏まえるとともに、障がい者の将来ニーズを見据え、セーフティネットの役割の重要性に鑑み、令和5年度末の施設入所者数の現状維持を目標値とします。
- 施設入所者の地域生活移行は、地域生活を望む入所者の希望を実現するため、また、緊急度の高く真に入所が必要な待機者が入所できるよう可能な限り推進していきます。しかしながら、入所者の高齢化が進み地域生活移行が難しい状況等を踏まえ、入所者のうち、65歳以下かつ、障がい程度の中・軽度の方(※)である78人(3.5%)を、令和5年度末までに地域生活へ移行することを目標値とします。  
(※障害支援区分4以下かつ、身体障害者手帳3級以下又は療育手帳B1以下の方)

### ウ 指定障害者支援施設の必要定員総数の設定

- 国の基本指針では、各年度の指定障害者支援施設の必要入所定員総数を定めることとされているため、これまでの実績及び地域の実情を踏まえ、次のとおり設定します。

### 【指定障害者支援施設の必要定員総数】

区 分	令和元年度 (実績)	令和2年度 (見込)	令和3年度 (見込)	令和4年度 (見込)	令和5年度 (見込)
障害者支援施設定員数	2,339人	2,339人	2,339人	2,339人	2,339人

## ②精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

### ア 数値目標の設定

#### 【国の基本指針】

- ・ 令和5年度末における精神障害者の精神病床から退院後1年以内の地域における生活日数の平均を316日以上とすることを基本に設定する。
- ・ 令和5年度末時点の精神病床における65歳以上及び65歳未満の1年以上長期入院患者数の目標値を国が提示する推計式を用いて設定。
- ・ 令和5年度末における入院後3ヶ月時点の退院率を、69%以上を基本として地域の実情に応じて設定。
- ・ 令和5年度末における入院後6ヶ月時点の退院率を、86%以上を基本として地域の実情に応じて設定。
- ・ 令和5年度における入院後1年時点の退院率を、92%以上を基本として地域の実情に応じて設定。



#### 【県の数値目標】

- ・ 令和5年度末における精神障害者の精神病床から退院後1年以内の地域における生活日数の平均が316日以上になることを目指します。
- ・ 令和5年度末時点の精神病床における65歳以上及び65歳未満の1年以上長期入院患者数の目標値を国が提示する推計式を用いて設定します。
- ・ 令和5年度における入院後3ヶ月時点の退院率を、69%以上として設定します。
- ・ 令和5年度における入院後6ヶ月時点の退院率を、86%以上として設定します。
- ・ 令和5年度における入院後1年時点の退院率を、92%以上として設定します。

### 【目標値の積算】

項 目	R元年度実績	R5年度目標
① 【目標値】 退院後1年以内の地域における生活 日数の平均	(精査中) 日	316日

項 目	R元年度実績	R5年度目標
② 【目標値】 65歳以上の1年以上長期入院患者数	1,279人	(計算中) 人

項 目	R元年度実績	R5年度目標
③ 【目標値】 65歳未満の1年以上長期入院患者数	1,074人	(計算中) 人

項 目	H30年度実績	R5年度目標
④ 【目標値】 入院後3ヶ月時点の退院率	63% ※H29年度実績	69%

項 目	H30年度実績	R5年度目標
⑤ 【目標値】 入院後6ヶ月時点の退院率	84% ※H29年度実績	86%

項 目	H30年度実績	R5年度目標
⑥ 【目標値】 入院後1年時点の退院率	90% ※H29年度実績	92%

### イ 数値目標設定の考え方

- 国の基本指針においては、「退院後1年以内の地域における生活日数の平均」の目標値は316日以上とすることが基本とされています。これを踏まえ、本県においても、316日以上を目標とします。
- 国が提示する推計式を用いて「65歳以上の1年以上長期入院患者数」「65歳未満の1年以上長期入院患者数」を算出し、それぞれ、〔計算中〕人、〔計算中〕人を目標とします。
- 国の基本指針においては、「入院後3ヶ月時点の退院率」「入院後6ヶ月時点の退院率」「入院後1年時点の退院率」の目標値は、それぞれ69%以上、86%以上、92%以上とすることが基本とされております。これを踏まえ、本県においても、それぞれ69%以上、86%以上、92%以上を目標とします。

### ③地域生活支援拠点等が有する機能の充実

#### ア 数値目標の設定

##### 【国の基本指針】

- ・ 令和5年度末までに各市町村又は各圏域に一つ以上の地域生活支援拠点等を確保しつつ、その機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証及び検討することを基本とする。



##### 【県の数値目標】

- ・ 令和5年度末までに各圏域に1つ以上が整備されることを目指します。
- ・ 整備された地域生活支援拠点等において、年1回以上運用状況の検証及び検討が実施されることを目指します。

##### 【目標値の積算】

項目	令和元年度実績	令和5年度目標
【目標値】 地域生活支援拠点等が整備された圏域数	2圏域	各圏域に1つ以上
【目標値】 年1回以上の運用状況の検証及び検討が実施された圏域数	1圏域	整備された各圏域において1回以上

#### イ 数値目標設定の考え方

- 地域生活支援拠点等とは、障がい者の高齢化・重度化や「親亡き後」に対応するため、①相談（地域移行、親元からの自立等）、②体験の機会・場（一人暮らし、グループホーム等）、③緊急時の受入・対応（ショートステイの利便性・対応力向上等）、④専門性（人材の確保・養成、連携等）、⑤地域の体制づくり（サービス拠点、コーディネーターの配置等）の項目の機能を満たす拠点又は複数の事業所・機関による面的な体制です。
- 国の基本指針においては、令和5年度末までに各市町村又は各圏域に一つ以上の地域生活支援拠点等を確保しつつ、その機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証および検討を実施することとされています。本県においては、各圏域に1つ以上整備されるとともに、整備された地域生活支援拠点等において、年1回以上運用状況の検証及び検討が実施されることを目標とします。

## ④福祉施設から一般就労への移行等

### ア 数値目標の設定

#### 【国の基本指針】

- ・令和5年度における就労移行支援事業等（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援）を通じた一般就労移行者数を令和元年度移行実績の1.27倍以上とすることを基本とする。
- ・令和5年度における就労移行支援事業を通じた一般就労移行者数を令和元年度移行実績の1.30倍以上とすることを基本とする。
- ・令和5年度における就労継続支援A型事業を通じた一般就労移行者数を令和元年度移行実績の1.26倍以上とすることを基本とする。
- ・令和5年度における就労継続支援B型事業を通じた一般就労移行者数を令和元年度移行実績の1.23倍以上とすることを基本とする。
- ・令和5年度における就労移行支援事業等を通じた一般就労移行者数のうち、7割が就労定着支援事業を利用することを基本とする。
- ・令和5年度において、就労定着支援事業所のうち就労定着率が8割以上の事業所が全体の7割以上となることを基本とする。



#### 【県の数値目標】

- ・令和5年度における就労移行支援事業等（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援）を通じた一般就労移行者数を令和元年度移行実績の1.27倍以上とすることを目指します。
- ・令和5年度における就労移行支援事業を通じた一般就労移行者数を令和元年度移行実績の1.30倍以上とすることを目指します。
- ・令和5年度における就労継続支援A型事業を通じた一般就労移行者数を令和元年度移行実績の1.26倍以上とすることを目指します。
- ・令和5年度における就労継続支援B型事業を通じた一般就労移行者数を令和元年度移行実績の1.23倍以上とすることを目指します。
- ・令和5年度における就労移行支援事業等を通じた一般就労移行者数のうち、7割が就労定着支援事業を利用することを目指します。
- ・令和5年度において、就労定着支援事業所のうち就労定着率が8割以上の事業所が全体の7割以上となることを目指します。



**【数値目標の積算】**

項 目	数 値	備 考
① 令和元年度の一般就労 移行者数	227人	令和元年度において就労移行支援事業等を通じて一般就 労した者の数
② <b>【目標値】</b> 令和5年度の一般就労 移行者数 (増加率 ②÷①)	289人 (1.27倍)	令和5年度において就労移行支援事業等を通じて一般就 労した者の数

項 目	数 値	備 考
③ 令和元年度の就労移行支 援事業の移行者数	121人	令和元年度において就労移行支援事業を通じて一般就労 した者の数
④ <b>【目標値】</b> 令和5年度の就労移行支 援事業の移行者数 (増加率 ④÷③)	158人 (1.3倍)	令和5年度において就労移行支援事業を通じて一般就労 した者の数

項 目	数 値	備 考
⑤ 令和元年度の就労継続支 援A型事業の移行者数	89人	令和元年度において就労継続支援A型事業を通じて一般 就労した者の数
⑥ <b>【目標値】</b> 令和5年度の就労継続支 援A型事業の移行者数 (増加率 ⑥÷⑤)	113人 (1.26倍)	令和5年度において就労継続支援A型事業を通じて一般 就労した者の数

項 目	数 値	備 考
⑦ 令和元年度の就労継続支 援B型事業の移行者数	38人	令和元年度において就労継続支援B型事業を通じて一般 就労した者の数
⑧ <b>【目標値】</b> 令和5年度の就労継続 支援B型事業の移行者 数 (増加率 ⑧÷⑦)	47人 (1.23倍)	令和5年度において就労継続支援B型事業を通じて一般 就労した者の数

項 目	数 値	備 考
⑨ <b>【目標値】</b> 令和5年度の就労定着支 援事業の利用割合	7割以上	令和5年度における就労移行支援事業所等を通じて一般 就労した者のうち就労定着支援事業を利用した者の割合

項 目	数 値	備 考
⑩ 【目標値】 令和5年度の就労定着率 8割以上の事業所の割合	7割以上	令和5年度における就労定着支援事業による就労定着率が8割以上の事業所の割合

## イ 数値目標設定の考え方

- 令和5年度における福祉施設から一般就労する者の数については、国の基本指針において、令和元年度実績の1.27倍以上とすることが基本とされています。これを踏まえ、本県においても、令和5年度における福祉施設から一般就労する者の数を令和元年度実績の1.27倍以上（289人以上）とすることを目標とします。
- このうち、就労移行支援事業を通じた一般就労については、一般就労への移行において重要な役割を担うものであることから、国の基本指針を踏まえ、令和5年度の一般就労者数を令和元年度実績の1.30倍以上（158人以上）とすることを目指します。
- また、就労継続支援A型及び就労継続支援B型については、一般就労が困難である者に対し、就労や生産活動の機会の提供、就労に向けた訓練等を実施するものであることから、その事業目的に照らし、それぞれ、国の基本指針を踏まえ、令和5年度の一般就労者数を令和元年度実績の1.26倍以上（113人以上）、1.23倍以上（47人以上）とすることを目指します。
- 加えて、一般就労に至った後の定着も重要であることから、国の基本指針を踏まえ、令和5年度における就労移行支援事業等を通じた一般就労者数のうち7割が就労定着支援事業を利用すること及び就労定着率が8割以上の就労定着支援事業所を全体の7割以上とすることを目指します。

## （2）令和5年度の活動指標の設定

国の基本指針では、障害福祉サービス等の提供体制の確保に係る目標を達成するため、令和5年度の活動指標を見込むことが適当であるとされています。

本計画では、国の基本指針を踏まえ、令和5年度の活動指標を次のとおり設定します。

### 【福祉施設から一般就労への移行等 活動指標】

事 項	令和元年度実績	令和5年度見込
(1) 就労移行支援事業及び就労継続支援事業の利用者の一般就労への移行者数	226人	288人
(2) 障がい者に対する職業訓練の受講者数	13人	40人
(3) 福祉施設から公共職業安定所への誘導者数	455人	120人
(4) 福祉施設から障害者就業・生活支援センターへの誘導者数	127人	130人
(5) 公共職業安定所における福祉施設利用者の支援者数	175人	160人

**【発達障害者等に対する支援 活動指標】**

事 項	令和元年度実績	令和5年度見込
(1) 発達障害者支援地域協議会の開催回数	2回	2回
(2) 発達障害者支援センターによる相談支援件数	3,043件	3,050件
(3) 発達障害者支援センターの関係機関への助言件数	9件	10件
(4) 発達障害者地域支援マネジャーの関係機関への助言件数	1,214件	1,250件
(5) 発達障害者支援センター及び発達障害者地域支援マネジャーの外部機関や地域住民への研修、啓発件数	243件	250件
(6) ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数	(調査中)人	(調査中)人
(7) ペアレントメンターの人数	(調査中)人	(調査中)人
(8) ピアサポートの活動への参加人数	(調査中)人	(調査中)人

**【精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築 活動指標】**

事 項	令和元年度実績	令和5年度見込
(1) 精神障がい者の地域移行支援	(調査中)人	(調査中)人
(2) 精神障がい者の地域定着支援	(調査中)人	(調査中)人
(3) 精神障がい者の共同生活援助	(調査中)人	(調査中)人
(4) 精神障がい者の自立生活援助	(調査中)人	(調査中)人
(5) 精神病棟における退院患者の退院後の行き先	自宅 (精査中)人 施設 (精査中)人 医療機関 (精査中)人 他 (精査中)人	自宅 (精査中)人 施設 (精査中)人 医療機関 (精査中)人 他 (精査中)人

## ⑤相談支援体制の充実・強化等

### ア 数値目標の設定

#### 【国の基本指針】

- ・令和5年度末までに、各市町村又は各圏域において、総合的、専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保することを基本とする。



#### 【県の数値目標】

- ・令和5年度末までに、各市町村に基幹相談支援センターが設置されることを目指します。

#### 【目標値の積算】

項 目	令和元年度実績	令和5年度目標
【目標値】 基幹相談支援センターの設置市町村数	29市町村	42市町村

### イ 数値目標設定の考え方

- 国の基本指針においては、令和5年度末までに、各市町村又は各圏域において、総合的、専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保することを基本とすることとされています。この体制は、基幹相談支援センターの設置により確保されることとなることから、本県においては、各市町村に同センターが設置されることを目標とします。

## ⑥障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

### ア 数値目標の設定

#### 【国の指針】

- ・ 都道府県が実施する指定障害福祉サービス事業者及び指定障害児通所支援事業者等に対する指導監査の適正な実施とその結果を関係自治体と共有する体制の有無及び共有回数の見込みを設定する。



#### 【県の数値目標】

- ・ 指定障害福祉サービス事業者及び指定障害児通所支援事業者等に指導監査を実施した場合に、その結果を関係自治体と共有します。

#### 【目標値の積算】

項 目	令和元年度実績	令和5年度目標
【目標値】 指導監査を実施した際における関係自治体との結果の共有の回数	—	1回

### イ 数値目標設定の考え方

- 適切な障がい福祉サービスの提供に重点を置いた実地指導を行うことにより事業者の法令順守の認識を促すことや、不正受給等による指定取消事案等を無くすことは、障がい福祉サービスの質の向上に直接影響します。

そのため、指定障害福祉サービス事業者及び指定障害児通所支援事業者等に対する年間の指導監査結果について関係市町村と情報共有する機会を設けることにより、障がい福祉サービスの一層の質の向上を図っていきます。

### 3 障害福祉サービス等の見込量と確保策等

#### (1) 指定障害福祉サービス及び相談支援の見込量と確保策等

国の基本指針では、都道府県障害福祉計画の作成に関する事項として、各年度の指定障害福祉サービス等の種類ごとの必要な量の見込み及びその見込量の確保のための方策及びその質の向上のために講ずる措置を区域ごとに定めることとされています。

本計画においては、令和2年度までの障害福祉サービスなどの実績（見込）を踏まえ、令和3年度～5年度のサービス見込量を定めるとともに、その確保及び質の向上に関する方策を定めました。

今後は、この方策に基づき、県と市町村が協働して、障害福祉サービス等の計画的かつ着実な整備を進めていきます。また、整備にあたっては、サービス提供事業者に働きかけを行うとともに、サービスの質の向上につながる支援を行います。

なお、サービス見込量は、各市町村におけるサービス見込量を基に積算しています。

#### ① 訪問系サービス

##### ア 提供サービスの概要

項目	備考
居宅介護	居宅での入浴、排泄及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたるサービス
重度訪問介護	重度の肢体不自由又は重度の知的障がい若しくは精神障がいにより行動上著しい困難を有するため、常時介護を必要とする人への居宅での長時間にわたる介護や移動中の介護などの総合的なサービス
同行援護	視覚障がいにより移動に著しい困難を有する人に対し、外出時に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護を行うサービス
行動援護	自己判断力が制限されている人（自閉症、てんかん等の重度の知的障がいのある人又は統合失調症等の重度の精神に障がいのある人であって、危険回避ができない、自傷、異食、徘徊等の行動障がいに対する援護を必要とする人）が行動する際の危険を回避するためのサービス
重度障害者等包括支援	常時介護を要する障がいのある人であって、その介護の必要の程度が著しく高い人のサービス利用計画に基づく、居宅介護等複数の包括的サービス

## イ サービス見込量

		第5期計画	第6期計画		
項 目	単 位	令和2年度 (実績見込)	3年度	4年度	5年度
居宅介護	人分	1,866	1,949	2,005	2,061
	時間分	25,717	27,147	27,810	28,468
重度訪問介護	人分	49	62	66	69
	時間分	9,702	10,631	11,369	11,793
同行援護	人分	240	270	282	296
	時間分	3,459	4,131	4,292	4,487
行動援護	人分	109	127	142	157
	時間分	1,958	2,146	2,336	2,589
重度障害者等包括支援	人分	0	4	5	5
	時間分	0	79	94	94

## ウ 見込量確保と質の向上のための方策

- 市町村と協働し、地域のニーズに応じたサービスが確保されるよう、事業者に対する情報提供等を行います。  
(健康福祉部障害福祉課)
- 重度訪問介護、行動援護、同行援護など専門的な知識・技能を要する分野を中心に、居宅介護従事者の養成を推進します。  
(健康福祉部障害福祉課)
- 在宅における医療的ケアが必要な障がい者の支援のため、重度訪問介護従業者研修や介護職員等によるたん吸引等の研修を実施します。  
(健康福祉部障害福祉課)  
(健康福祉部医療福祉連携推進課)

## ② 日中活動系サービス（生活介護）

### ア 提供サービスの概要

項 目	備 考
生活介護	常時介護を要する障害支援区分3以上（50歳以上は障害支援区分2以上）の人を対象とし、主として昼間において、障害者支援施設等で入浴、排泄又は食事の介護、創作的活動又は生産活動の機会を提供するサービス

## イ サービス見込量

		第5期計画	第6期計画		
項目	単位	令和2年度 (実績見込)	3年度	4年度	5年度
生活介護	人分	4,855	4,945	5,027	5,102
	人日分	99,819	107,258	108,635	109,959

## ウ 見込量確保と質の向上のための方策

- 市町村と協働し、地域のニーズに応じたサービスが確保されるよう、事業者に対する情報提供等を行います。

(健康福祉部障害福祉課)

## ③ 日中活動系サービス（自立訓練）

### ア 提供サービスの概要

項目	備考
自立訓練 (機能訓練)	病院や施設を退院・退所し、身体的リハビリテーションの継続が必要な身体に障がいのある人等を対象とし、地域生活を営む上で必要な身体機能の維持・回復等のための訓練を行うサービス
自立訓練 (生活訓練)	病院や施設を退院・退所し、社会的リハビリテーションの実施が必要な人等を対象とし、地域生活を営む上で必要な生活能力の維持・向上を図るための訓練を行うサービス

## イ サービス見込量

		第5期計画	第6期計画		
項目	単位	令和2年度 (実績見込)	3年度	4年度	5年度
自立訓練(機能訓練)	人分	10	15	18	21
	人日分	119	225	270	318
自立訓練(生活訓練)	人分	178	199	214	230
	人日分	2,396	3,055	3,338	3,636



## ウ 見込量確保と質の向上のための方策

- 市町村と協働し、地域のニーズに応じたサービスが確保されるよう、事業者に対する情報提供等を行います。

(健康福祉部障害福祉課)

- 病院や施設を退院・退所した人など、対象となる者が限定されており、確保可能な事業所数が限られることから、市町村の協議会や圏域障害者自立支援推進会議等を通じて、サービスが不足する地域を把握するとともに、広域的な見地で事業所の確保に努めます。

(健康福祉部障害福祉課)

## ④ 日中活動系サービス（就労系サービス）

### ア 提供サービスの概要

項 目	備 考
就労移行支援	就職を希望する人に、生産活動等の活動の機会を通じて、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等を行うサービス
就労継続支援（A型）	通常の事業所に雇用されることが困難な人に就労の機会を提供するとともに、生産活動その他の活動の機会を通じて、知識及び能力の向上のために必要な訓練等を行う、一般雇用に近い形態のサービス
就労継続支援（B型）	通常の事業所に雇用されることが困難な人に就労の機会を提供するとともに、生産活動その他の活動の機会を通じて、知識及び能力の向上のために必要な訓練等を行う、従来の福祉的就労（障害者授産施設）に近い形態のサービス
就労定着支援	就労移行支援等の利用を経て一般就労し、就労に伴う環境変化により生活面の課題が生じている方に対し、その就労先企業や関係機関等との連絡調整及び課題解決に向けた支援等を行うサービス

## イ サービス見込量

項 目	単 位	第 5 期 計 画	第 6 期 計 画		
		令和 2 年度 (実績見込)	3 年 度	4 年 度	5 年 度
就労移行支援	人分	401	443	467	497
	人日分	6,152	7,376	7,789	8,501
就労継続支援 (A 型)	人分	2,531	2,606	2,703	2,806
	人日分	49,704	53,583	55,332	57,339
就労継続支援 (B 型)	人分	3,636	3,846	4,052	4,271
	人日分	65,718	72,501	75,863	79,466
就労定着支援	人分	228	228	228	270

## ウ 見込量確保と質の向上のための方策

- 市町村と協働し、地域のニーズに応じたサービスが確保されるよう、事業者に対する情報提供等を行います。

(健康福祉部障害福祉課)

- 就労移行支援事業については、標準的な利用期間の定めがあり、一定期間以上の継続的な利用が制限されています。このため、経営上、大人数の定員設定が難しいことから、既存の就労系サービス事業所に対して、多機能型による事業運営について提案します。

(健康福祉部障害福祉課)

- サービス提供の現場において支援プロセスの管理、支援に携わる従業者への指導・助言等を行うサービス管理責任者に対し、サービスを提供するうえでの必要な知識や理解を深めるための研修を実施し、支援の質の向上を図ります。

(健康福祉部障害福祉課)

## ⑤ 日中活動系サービス（療養介護）

### ア 提供サービスの概要

項 目	備 考
療養介護	常時医療を要する障がいのある人であって常時介護を要する人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理下における介護及び日常生活の世話をを行うサービス

## イ サービス見込量

		第5期計画	第6期計画		
項目	単位	令和2年度 (実績見込)	3年度	4年度	5年度
療養介護	人分	209	215	220	223

## ウ 見込量確保と質の向上のための方策

- 県立希望が丘こども医療福祉センター、岐阜県総合医療センター重症心身障がい児施設すこやかと、国立病院機構長良医療センターとの連携・役割分担により、医療的ケアが必要な障がい児者の入所需要に対応するとともに、今後18歳以上の医療的ケアが必要な障がい児者の入所需要の増加が見込まれることから、療養介護施設の整備に向けた検討を進めます。

(健康福祉部障害福祉課)

(健康福祉部医療福祉連携推進課)

- 障がい児者医療を支える医療人材を育成するため、医療的ケアが必要な障がい児者の医療や看護等に必要となる知識・技術に関する専門的な研修を実施します。

(健康福祉部障害福祉課)

(健康福祉部医療福祉連携推進課)

## ⑥ 日中活動系サービス（短期入所）

### ア 提供サービスの概要

項目	備 考
福祉型短期入所	病気などで家族・保護者等による介護が受けられない等の理由により、一時的な期間での障害者支援施設等への宿泊を伴う入所・介護のサービス
医療型短期入所	病気などで家族・保護者等による介護が受けられない等の理由により、一時的な期間での医療機関への宿泊を伴う入所・介護のサービス

## イ サービス見込量

項目	単位	第5期計画	第6期計画		
		令和2年度 (実績見込)	3年度	4年度	5年度
短期入所（福祉型）	人分	673	763	807	850
	人日分	4,042	4,768	5,020	5,251
短期入所（医療型）	人分	192	219	238	255
	人日分	834	1,045	1,117	1,186

## ウ 見込量確保と質の向上のための方策

- 日常的に医療的ケアを必要とする障がい児者（医療的ケア児等）の家族が、身近な地域で安心してレスパイトサービスが利用できるよう、医療・福祉人材の育成・確保や事業所への運営支援等を通じて、医療型短期入所事業を実施する医療機関の増加を図ります。

（健康福祉部障害福祉課）

（健康福祉部医療福祉連携推進課）

- 医療的ケアの実態に対応した短期入所の報酬単価の設定を必要に応じ国へ要望するとともに、引き続き受け入れ拡大につながる支援策を実施していきます。

（健康福祉部障害福祉課）

（健康福祉部医療福祉連携推進課）

## ⑦ 居住系サービス

### ア 提供サービスの概要

項目	備考
施設入所支援	常時介護を要する障害支援区分4以上（50歳以上は障害支援区分3以上）の人に主として夜間において、障害者支援施設等で入浴、排泄又は食事の介護、創作的活動又は生産活動の機会を提供するサービス
共同生活援助 （グループホーム）	共同生活を行う住宅で、相談や日常生活上の援助、介護を行うサービス
自立生活援助	定期的に居宅を訪問し、家事や体調に変化がないか、必要な助言を行うとともに、利用者からの相談や要請があった際には、訪問等による対応を行うサービス

## イ サービス見込量

		第5期計画	第6期計画		
項目	単位	令和2年度 (実績見込)	3年度	4年度	5年度
施設入所支援	人分	2,282	2,282	2,282	2,282
共同生活援助	人分	1,490	1,585	1,689	1,800
自立生活援助	人分	20	20	27	33

(注) 施設入所支援のサービス見込量は、目標値や県内の向こう3年間の待機者数を踏まえて算出したため、各圏域の合計とは異なる。

## ウ 見込量確保と質の向上のための方策

- 地域で暮らすための住まいの場として、グループホームの整備を国の補助制度を活用するなどして促進し、施設入所者や入院患者が地域生活に移行できるようにするとともに、同居している介護者の高齢化等も視野に入れた、在宅からの移行に対応する観点からも整備を推進します。また、障がいの程度の重い方や発達障がいの方の入居ニーズにも対応できるグループホームの整備を推進します。

(健康福祉部障害福祉課)

- 自宅あるいは施設からグループホームへの移行については、グループホームへの理解が未だ深まっていないことで進まないことも考えられることから、グループホームが、外部サービスを利用しながら自立した自分らしい生活を送ることが期待できる場であることがわかるような事例集を作成し、市町村と連携して啓発を行います。

(健康福祉部障害福祉課)

- グループホームの整備については、地域住民の理解が得られないこと等により滞るケースもあることから、グループホームの開設に係る手引書を作成し、整備に向けて必要となる準備等をあらかじめ示すことで、着実な整備を促進します。

(健康福祉部障害福祉課)

- 障がい者の地域生活を支えるために、居住支援機能と地域支援機能を持った地域生活支援拠点等が圏域ごとに整備されるよう、引き続き促進します。

そのために、相談支援特別アドバイザー、圏域サポーターを市町村等に派遣し、整備に向けた助言を行うとともに、圏域障がい者自立支援推進会議において、地域の関係機関の調整を行います。

(健康福祉部障害福祉課)

- 既に整備されている地域生活支援拠点等については、年1回以上、整備後の拠点等が地域のニーズ・課題に応えられているかを検証し、改めて必要な機能の確保について検討するよう、整備主体である市町村に促します。

(健康福祉部障害福祉課)

- 地域生活支援拠点等の整備・運用に係る関係者の情報交換の場を設け、各拠点等の運用状況、課題等についての様々な情報をお互いに交換することで、各拠点等の機能のさらなる充実、強化に繋がられるようにします。

(健康福祉部障害福祉課)

## ⑧ 相談支援

### ア 提供サービスの概要

項目	備考
計画相談支援	支給決定前のサービス等利用計画案及び支給決定後の計画の作成、一定の期間後にサービス等の利用状況の検証を行い計画の見直しを行うサービス
地域移行支援	住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談その他の便宜を提供するサービス
地域定着支援	常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態等に相談その他の便宜を提供するサービス

### イ サービス見込量

項目	単位	第5期計画	第6期計画		
		令和2年度 (実績見込)	3年度	4年度	5年度
計画相談支援	人分	4,323	4,541	4,783	4,709
地域移行支援	人分	10	20	28	33
地域定着支援	人分	6	23	29	33

### ウ 見込量確保と質の向上のための方策

- 市町村において総合的な相談支援業務や権利擁護・地域移行等の施策を担う基幹相談支援センターの設置を促進します。

また、設置済みとなっている市町村に対しても、その機能の充実・強化が図られるよう、働きかけてまいります。

(健康福祉部障害福祉課)

- 相談支援従事者研修において、意思決定支援への配慮、高齢障がい者への対応やサービス等利用計画の質の向上等を踏まえた質の高いケアマネジメントを含む地域を基盤としたソーシャルワークを実践できる相談支援専門員を養成してまいります。

(健康福祉部障害福祉課)

- 主任相談支援従事者養成研修の実施により、市町村と連携しながら、地域づくり、人材育成、困難事例への対応等、相談支援に関して地域の指導的な役割を担う人材となる主任相談支援専門員を養成してまいります。

(健康福祉部障害福祉課)

## (2) 圏域ごとの障害福祉サービス等の見込量について

市町村障害福祉計画における障害福祉サービス等の見込量を圏域ごとに集計したものを次のとおり定めます。

なお、県では、市町村ごとの障害福祉サービス等の見込量を合計したうえで、サービスの種類ごとに精査・調整を行い、サービス見込量を定めていることから、ここでの県合計の数値は、(1)に示した県のサービス見込量とは一部異なっております。

### ① 岐阜圏域

○訪問系サービス		第5期計画	第6期計画		
項目	単位	令和2年度 (実績見込)	3年度	4年度	5年度
居宅介護	人分	809	835	863	892
	時間分	12,962	13,578	13,996	14,425
重度訪問介護	人分	23	26	28	30
	時間分	4,352	4,930	5,369	5,658
同行援護	人分	109	117	120	125
	時間分	2,259	2,512	2,604	2,714
行動援護	人分	39	46	55	66
	時間分	641	703	843	1,039
重度障害者等包括支援	人分	0	0	1	1
	時間分	0	0	4	4

○日中活動系サービス		第5期計画	第6期計画		
項目	単位	令和2年度 (実績見込)	3年度	4年度	5年度
生活介護	人分	1,696	1,737	1,779	1,819
	人日分	32,253	32,976	33,729	34,135
自立訓練（機能訓練）	人分	2	4	4	5
	人日分	41	71	71	91
自立訓練（生活訓練）	人分	67	77	83	90
	人日分	1,038	1,244	1,352	1,474
就労移行支援	人分	164	179	188	197
	人日分	2,553	2,777	2,949	3,111
就労継続支援（A型）	人分	1,147	1,173	1,204	1,239
	人日分	22,302	22,902	23,505	24,139
就労継続支援（B型）	人分	1,297	1,393	1,486	1,588
	人日分	22,865	24,604	26,334	28,213
就労定着支援	人分	83	83	83	97

療養介護	人分	74	78	79	81
短期入所（福祉型）	人分	228	249	269	296
	人日分	907	991	1,080	1,176
短期入所（医療型）	人分	109	125	138	152
	人日分	426	527	581	642

○居住系サービス		第5期計画	第6期計画		
項目	単位	令和2年度 (実績見込)	3年度	4年度	5年度
施設入所支援	人分	787	787	787	787
共同生活援助	人分	550	582	622	666
自立生活援助	人分	4	4	6	9

○相談支援		第5期計画	第6期計画		
項目	単位	令和2年度 (実績見込)	3年度	4年度	5年度
計画相談支援	人分	1,501	1,580	1,739	1,587
地域移行支援	人分	3	6	7	9
地域定着支援	人分	1	6	6	7

## ② 西濃圏域

○訪問系サービス		第5期計画	第6期計画		
項目	単位	令和2年度 (実績見込)	3年度	4年度	5年度
居宅介護	人分	294	306	315	322
	時間分	4,581	5,051	5,151	5,227
重度訪問介護	人分	10	13	14	15
	時間分	2,184	2,393	2,651	2,701
同行援護	人分	34	39	41	43
	時間分	409	581	600	620
行動援護	人分	42	48	51	54
	時間分	953	1,028	1,053	1,095
重度障害者等包括支援	人分	0	3	3	3
	時間分	0	75	75	75



○日中活動系サービス		第5期計画	第6期計画		
項目	単位	令和2年度 (実績見込)	3年度	4年度	5年度
生活介護	人分	926	950	964	977
	人日分	25,032	30,922	31,225	31,723
自立訓練（機能訓練）	人分	0	2	2	3
	人日分	0	73	73	93
自立訓練（生活訓練）	人分	13	17	20	23
	人日分	175	458	512	550
就労移行支援	人分	67	76	85	95
	人日分	1,378	2,136	2,264	2,642
就労継続支援（A型）	人分	333	356	372	388
	人日分	7,888	10,507	10,769	11,253
就労継続支援（B型）	人分	665	680	709	738
	人日分	17,736	21,302	21,707	22,337
就労定着支援	人分	18	18	18	24
療養介護	人分	41	42	43	43
短期入所（福祉型）	人分	134	144	152	159
	人日分	1,129	1,461	1,489	1,517
短期入所（医療型）	人分	8	14	17	19
	人日分	27	116	127	136

○居住系サービス		第5期計画	第6期計画		
項目	単位	令和2年度 (実績見込)	3年度	4年度	5年度
施設入所支援	人分	339	339	339	339
共同生活援助	人分	264	275	290	304
自立生活援助	人分	7	7	10	13

○相談支援		第5期計画	第6期計画		
項目	単位	令和2年度 (実績見込)	3年度	4年度	5年度
計画相談支援	人分	808	845	865	883
地域移行支援	人分	4	8	9	10
地域定着支援	人分	1	9	9	10

### ③ 中濃圏域

○訪問系サービス		第5期計画	第6期計画		
項目	単位	令和2年度 (実績見込)	3年度	4年度	5年度
居宅介護	人分	235	269	280	293
	時間分	2,808	3,019	3,074	3,138
重度訪問介護	人分	6	9	10	10
	時間分	37	55	56	56
同行援護	人分	29	36	38	41
	時間分	308	393	404	425
行動援護	人分	10	13	14	14
	時間分	153	167	172	177
重度障害者等包括支援	人分	0	0	0	0
	時間分	0	0	0	0

○日中活動系サービス		第5期計画	第6期計画		
項目	単位	令和2年度 (実績見込)	3年度	4年度	5年度
生活介護	人分	985	1,001	1,022	1,033
	人日分	18,810	19,264	19,454	19,627
自立訓練（機能訓練）	人分	1	1	3	3
	人日分	21	20	62	62
自立訓練（生活訓練）	人分	34	39	43	48
	人日分	355	465	549	647
就労移行支援	人分	58	72	75	81
	人日分	586	713	741	816
就労継続支援（A型）	人分	517	540	581	626
	人日分	9,067	9,435	10,092	10,793
就労継続支援（B型）	人分	617	653	699	750
	人日分	9,424	9,931	10,494	11,095
就労定着支援	人分	40	40	40	46
療養介護	人分	38	38	40	40
短期入所（福祉型）	人分	15	186	193	198
	人日分	1,106	1,196	1,223	1,242
短期入所（医療型）	人分	59	60	60	59
	人日分	341	342	343	340

○居住系サービス		第5期計画	第6期計画		
項目	単位	令和2年度 (実績見込)	3年度	4年度	5年度
施設入所支援	人分	461	461	461	461
共同生活援助	人分	278	303	318	332
自立生活援助	人分	3	3	4	4

○相談支援		第5期計画	第6期計画		
項目	単位	令和2年度 (実績見込)	3年度	4年度	5年度
計画相談支援	人分	537	597	626	654
地域移行支援	人分	2	4	7	9
地域定着支援	人分	4	7	10	12

#### ④ 東濃圏域

○訪問系サービス		第5期計画	第6期計画		
項目	単位	令和2年度 (実績見込)	3年度	4年度	5年度
居宅介護	人分	238	246	251	255
	時間分	2,901	2,961	3,008	3,055
重度訪問介護	人分	8	9	9	9
	時間分	3,121	3,200	3,008	3,055
同行援護	人分	25	26	26	26
	時間分	211	244	244	244
行動援護	人分	12	13	14	14
	時間分	93	113	123	123
重度障害者等包括支援	人分	0	0	0	0
	時間分	0	0	0	0

○日中活動系サービス		第5期計画	第6期計画		
項目	単位	令和2年度 (実績見込)	3年度	4年度	5年度
生活介護	人分	783	796	798	800
	人日分	14,927	15,210	15,300	15,390
自立訓練（機能訓練）	人分	1	1	1	1
	人日分	20	20	20	20
自立訓練（生活訓練）	人分	27	28	28	29
	人日分	492	498	501	521
就労移行支援	人分	62	68	73	78
	人日分	1,043	1,145	1,224	1,304
就労継続支援（A型）	人分	392	398	407	414
	人日分	7,738	7,914	8,092	8,231
就労継続支援（B型）	人分	666	710	730	741
	人日分	10,404	11,080	11,448	11,632
就労定着支援	人分	32	32	32	35
療養介護	人分	26	27	27	27
短期入所（福祉型）	人分	90	100	105	109
	人日分	590	625	657	687
短期入所（医療型）	人分	8	10	12	14
	人日分	24	36	39	41

○居住系サービス		第5期計画	第6期計画		
項目	単位	令和2年度 (実績見込)	3年度	4年度	5年度
施設入所支援	人分	396	396	396	396
共同生活援助	人分	245	253	258	264
自立生活援助	人分	6	6	6	6

○相談支援		第5期計画	第6期計画		
項目	単位	令和2年度 (実績見込)	3年度	4年度	5年度
計画相談支援	人分	564	583	598	609
地域移行支援	人分	0	1	2	2
地域定着支援	人分	0	1	2	2

⑤ 飛驒圏域

○訪問系サービス		第5期計画	第6期計画		
項目	単位	令和2年度 (実績見込)	3年度	4年度	5年度
居宅介護	人分	290	293	296	299
	時間分	2,465	2,538	2,581	2,623
重度訪問介護	人分	2	5	5	5
	時間分	8	53	53	58
同行援護	人分	43	52	57	61
	時間分	272	401	440	484
行動援護	人分	6	7	8	9
	時間分	118	135	145	155
重度障害者等包括支援	人分	0	0	1	1
	時間分	0	0	15	15

○日中活動系サービス		第5期計画	第6期計画		
項目	単位	令和2年度 (実績見込)	3年度	4年度	5年度
生活介護	人分	465	461	464	473
	人日分	8,797	8,886	8,927	9,084
自立訓練（機能訓練）	人分	6	7	8	9
	人日分	37	41	44	52
自立訓練（生活訓練）	人分	37	38	40	40
	人日分	336	390	424	444
就労移行支援	人分	50	48	46	46
	人日分	592	605	611	628
就労継続支援（A型）	人分	142	139	139	139
	人日分	2,709	2,825	2,874	2,923
就労継続支援（B型）	人分	391	410	428	454
	人日分	5,289	5,584	5,880	6,189
就労定着支援	人分	55	55	55	68
療養介護	人分	30	30	31	32
短期入所（福祉型）	人分	62	84	88	88
	人日分	310	495	571	629
短期入所（医療型）	人分	8	10	11	11
	人日分	16	24	27	27

○居住系サービス		第5期計画	第6期計画		
項目	単位	令和2年度 (実績見込)	3年度	4年度	5年度
施設入所支援	人分	257	257	257	257
共同生活援助	人分	253	172	201	234
自立生活援助	人分	0	0	1	1

○相談支援		第5期計画	第6期計画		
項目	単位	令和2年度 (実績見込)	3年度	4年度	5年度
計画相談支援	人分	913	936	955	976
地域移行支援	人分	1	1	3	3
地域定着支援	人分	0	0	2	2

## ⑥ 県合計

○訪問系サービス		第5期計画	第6期計画		
項目	単位	令和2年度 (実績見込)	3年度	4年度	5年度
居宅介護	人分	1,886	1,949	2,005	2,061
	時間分	25,717	27,147	27,810	28,468
重度訪問介護	人分	49	62	66	69
	時間分	9,702	10,631	11,369	11,793
同行援護	人分	240	270	282	296
	時間分	3,459	4,131	4,292	4,487
行動援護	人分	109	127	142	157
	時間分	1,958	2,146	2,336	2,589
重度障害者等包括支援	人分	0	4	5	5
	時間分	0	79	94	94

○日中活動系サービス		第5期計画	第6期計画		
項目	単位	令和2年度 (実績見込)	2年度	4年度	5年度
生活介護	人分	4,855	4,945	5,027	5,102
	人日分	99,819	107,258	108,635	109,959
自立訓練（機能訓練）	人分	10	15	18	21
	人日分	119	225	270	318
自立訓練（生活訓練）	人分	178	199	214	230
	人日分	2,396	3,055	3,338	3,636
就労移行支援	人分	401	443	467	497
	人日分	6,152	7,376	7,789	8,501
就労継続支援（A型）	人分	2,531	2,606	2,703	2,806
	人日分	49,704	53,583	55,332	57,339
就労継続支援（B型）	人分	3,636	3,846	4,052	4,271
	人日分	65,718	72,501	75,863	79,466
就労定着支援	人分	228	228	228	270
療養介護	人分	209	215	220	223
短期入所（福祉型）	人分	673	763	807	850
	人日分	4,042	4,768	5,020	5,251
短期入所（医療型）	人分	192	219	238	255
	人日分	834	1,045	1,117	1,186

○居住系サービス		第5期計画	第6期計画		
項目	単位	令和2年度 (実績見込)	3年度	4年度	5年度
施設入所支援	人分	2,282	2,282	2,282	2,282
共同生活援助	人分	1,490	1,585	1,689	1,800
自立生活援助	人分	20	20	27	33

○相談支援		第5期計画	第6期計画		
項目	単位	令和2年度 (実績見込)	3年度	4年度	5年度
計画相談支援	人分	4,323	4,541	4,783	4,709
地域移行支援	人分	10	20	28	33
地域定着支援	人分	6	23	29	33

## 第6章 国の基本指針に即して定める「第2期障害児福祉計画」

### 1 計画の策定にあたって

#### (1) 計画の性格及び位置付け

障害児福祉計画は、児童福祉法第33条の22に基づき、国の定める「基本指針」(※)に即し、市町村障害児福祉計画の達成に資するため、広域的な見地から障害児通所支援、障害児入所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保に関する計画を定めるものです。

本県の障害児福祉計画は、障害者基本法に基づく障害者計画及び障害者総合支援法に基づく障害福祉計画とともに、「岐阜県障がい者総合支援プラン」の一部として第1期計画(平成29～令和2年度)を策定しており、第2期計画(令和3～5年度)においても、引き続き、同プランの中に位置付けて策定します。(第6章)。

#### ※ **国の「基本指針」**

根拠規定：児童福祉法第33条の19(基本指針)

厚生労働大臣は、障害児通所支援、障害児入所支援及び障害児相談支援の提供体制を整備し、障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針を定めるものとする。

→ 指針の内容については、166～168ページに掲載

#### (2) 第2期計画の期間

この計画の期間は、第6期障害福祉計画と同様、令和3年度から令和5年度までの3年間とします。

#### (3) 障害保健福祉圏域の設定

第6期障害福祉計画と同様、障害児通所支援等の見込量等については、5つの障害保健福祉圏域ごとに定めることとします。

(障害保健福祉圏域)

圏域名	区 域
岐阜圏域	岐阜市、羽島市、各務原市、山県市、瑞穂市、本巣市、羽島郡、本巣郡
西濃圏域	大垣市、海津市、養老郡、不破郡、安八郡、揖斐郡
中濃圏域	関市、美濃市、美濃加茂市、可児市、郡上市、加茂郡、可児郡
東濃圏域	多治見市、中津川市、瑞浪市、恵那市、土岐市
飛騨圏域	高山市、飛騨市、下呂市、大野郡



## (4) 計画の推進体制

第6期障害福祉計画と同様、目標等については、年に1回は実績を把握し、障がい児施策や関連施策の動向を踏まえながら分析及び評価を行い、必要に応じて障害児福祉計画の見直しの措置を講じます。

### ①岐阜県障がい者総合支援懇話会等との協働

第6期障害福祉計画と同様、障害児福祉計画を推進するために、「岐阜県障がい者総合支援懇話会」等で意見を聴き、実践活動面で障害児福祉計画の推進に資するよう関係者間の協働を図ります。

### ②岐阜県障害者施策推進協議会への協議

第6期障害福祉計画と同様、障害児福祉計画の進捗状況等を「岐阜県障害者施策推進協議会」に報告し、適切な進行管理と評価を行います。

また、障害児福祉計画を見直す場合は、県民に広く意見募集するとともに岐阜県障害者施策推進協議会において、その内容を協議します。

## (5) 障害児通所支援等の見込量の算出

第2期障害児福祉計画の目標年度である令和5年度における障害児通所支援等の見込量は、市町村の報告数値を基礎として、これまでの実績を踏まえ、算出しました。

### ①市町村との調整

市町村は障害児通所支援等の見込量や目標数値等について、これまでの実績を踏まえ、各種調査や有識者会議等を実施したうえで計画数値を見込んでいます。

県においては市町村ごとの障害児通所支援等の見込量を合計したうえで、種類ごとに精査・調整を行い、見込量を定めました。

## 2 数値（成果）目標

### （1）令和5年度の数値（成果）目標の設定

国の基本指針では、①障害児支援の提供体制の整備等について、地域の実情を踏まえ、令和5年度の数値（成果）目標を設定することとされています。

本計画では、国の基本指針を踏まえ、令和5年度の数値目標を次のとおり設定します。

#### ① 障害児支援の提供体制の整備等

##### ア 数値目標の設定

###### 【国の基本指針】

- ・ 令和5年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1ヵ所以上設置することを基本として、地域の実情を踏まえて設定。（困難な場合は、圏域での設置であっても差し支えない）
- ・ 令和5年度末までに、全ての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを基本として、地域の実情を踏まえて設定。
- ・ 令和5年度末までに、県において、難聴児支援のための中核的機能を有する体制を確保する。
- ・ 令和5年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1ヵ所以上確保することを基本とし地域の実情に応じて設置。（困難な場合は、圏域での確保であっても差し支えない）
- ・ 令和5年度末までに、医療的ケア児が適切な支援を受けられるよう、各都道府県、各圏域及び各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設置するとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本として、地域の実情を踏まえて設定。（市町村単独での設置が困難な場合は、都道府県が関与した上で圏域での設置であっても差し支えない）



**【県の数値目標】**

- ・令和5年度末までに、圏域ごとに、児童発達支援センターを設置することを目指します。
- ・令和5年度末までに、全ての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを目指します。
- ・令和5年度末までに、難聴児支援のための中核的機能を有する体制を確保することを目指します。
- ・令和5年度末までに、圏域ごとに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を確保することを目指します。
- ・令和5年度末までに、県、圏域及び各市町村（圏域での設置を含む）において、医療的ケア児が適切な支援を受けられるよう協議の場を設置するとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを目指します。

**【数値目標の積算】**

項 目	令和元年度実績	令和5年度目標
① 【目標値】 圏域ごとに、児童発達支援センターを設置	3 圏域	圏域ごとに設置
② 【目標値】 全ての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築	18市町村	42市町村
③ 【目標値】 県において、難聴児支援のための中核的機能を有する体制を構築	—	1 か所
④ 【目標値】 圏域ごとに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所を確保	3 圏域	圏域ごとに確保
⑤ 【目標値】 圏域ごとに、主に重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所を確保	4 圏域	圏域ごとに確保

項 目	設置主体	令和元年度実績	令和5年度目標	備考
⑥ 【目標値】 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置	県	1 か所	1 か所	
	圏域	5 圏域	5 圏域	
	市町村 (圏域での設置を含む)	14市町村	42市町村	困難な場合は圏域での設置でも差し支えない。

## イ 数値目標設定の考え方

- 児童発達支援センターを中核とした重層的な地域支援体制の構築を目指すため、各圏域に1ヵ所以上、児童発達支援センターの設置を目標とします。
- 障害児の地域社会への参加、包容を推進するため、全ての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを目標とします。
- 聴覚障害児を含む難聴児が適切な支援を受けられるようにするため、県において、難聴児支援のための中核的機能を有する体制を確保することを目標とします。
- 重症心身障害児が身近な地域で支援を受けられるように、各圏域に1ヵ所以上、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を確保することを目標とします。
- 医療的ケア児が適切な支援を受けられるよう、県、各圏域、各市町村それぞれにおいて、保健・医療・障害福祉・保育・教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設置するとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを目標とします。

## ウ 指定障害児入所施設の必要定員総数の設定

- 国の基本指針では、各年度の指定障害児入所施設の必要入所定員総数を定めることとされているため、これまでの実績及び地域の実情を踏まえ、次のとおり設定します。

### 【指定障害児入所施設の必要定員総数】

区 分	令和元年度 (実績)	令和2年度 (見込)	令和3年度 (見込)	令和4年度 (見込)	令和5年度 (見込)
障害児入所施設定員数	343人	343人	343人	343人	343人

## (2) 令和5年度の活動指標の設定

国の基本指針では、障害児通所支援等の提供体制の確保に係る目標を達成するため、活動指標を令和5年度の活動指標を見込むことが適当であるとされています。

本計画では、国の基本指針を踏まえ、令和5年度の活動指標及び見込量を次のとおり設定します。

**【医療的ケア児に対する支援 活動指標】**

事 項	令和元年度 実績	令和5年度 見込
(1) 医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数	17 人	60 人

**【発達障害者等に対する支援 活動指標】（再掲）**

事 項	令和元年度 実績	令和5年度 見込
(1) 発達障害者支援地域協議会の開催回数	2 回	2 回
(2) 発達障害者支援センターによる相談支援件数	3,043 件	3,050 件
(3) 発達障害者支援センターの関係機関への助言件数	9 件	10 件
(4) 発達障害者地域支援マネジャーの関係機関への助言件数	1,214 件	1,250 件
(5) 発達障害者支援センター及び発達障害者地域支援マネジャーの外部機関や地域住民への研修、啓発件数	243 件	250 件
(6) ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数	(調査中) 人	(調査中) 人
(7) ペアレントメンターの人数	(調査中) 人	(調査中) 人
(8) ピアサポートの活動への参加人数	(調査中) 人	(調査中) 人

また、国の基本指針では、障害児の子ども・子育て支援等の利用ニーズの把握及びその提供体制の整備について示されています。

本計画では、国の基本指針を踏まえ、子ども・子育て支援等の利用を希望する障がい児が希望に沿った利用ができるよう、障害児の受入れに関する見込量を次のとおり設定します。

**【障害児の受入れに関する見込量】**

種別	令和3年度見込	令和4年度見込	令和5年度見込
保育所・認定こども園	1,193 人	1,233 人	1,241 人
放課後児童健全育成事業	467 人	474 人	475 人

### 3 障害児通所支援等の見込量と確保策等

#### (1) 障害児通所支援等の見込量と確保策等

国の基本指針では、都道府県障害児福祉計画の作成に関する事項として、区域ごとの各年度の障害児通所支援等の種類ごとの必要な量の見込み及びその見込量の確保のための方策及びその質の向上のために講ずる措置を定めることとされています。

本計画においては、令和2年度までの障害児通所支援等の実績（見込）を踏まえ、令和3年度～5年度のサービス見込量を定めるとともに、その確保及び質の向上に関する方策を定めました。

今後は、この方策に基づき、県と市町村が協働して、障害児通所支援等の計画的かつ着実な整備を進めていきます。また、整備にあたっては、サービス提供事業者に働きかけを行うとともに、サービスの質の向上につながる支援を行います。

なお、サービス見込量は、各市町村におけるサービス見込量を基に積算しています。

#### ① 障害児通所支援

##### ア 提供サービスの概要

項 目	備 考
児童発達支援	通所による日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等を行う支援
医療型児童発達支援	治療及び通所による日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等を行う支援
放課後等デイサービス	通所による社会との交流の促進の支援や生活能力の向上のための訓練等を行う支援
保育所等訪問支援	保育所等を訪問し、集団生活への適応のための専門的な支援を行う支援
居宅訪問型児童発達支援	居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等を行う支援

## イ サービス見込量

項 目	単 位	第 1 期計画	第 2 期計画		
		令和 2 年度 (実績見込)	3 年度	4 年度	5 年度
児童発達支援	人分	3,682	3,928	4,040	4,152
	人日分	19,261	21,708	22,657	23,661
医療型児童発達支援	人分	95	114	122	129
	人日分	552	684	715	1,098
放課後等デイサービス	人分	4,432	4,658	4,908	5,163
	人日分	46,560	52,045	55,159	58,537
保育所等訪問支援	人分	135	200	207	221
	人日分	204	307	324	373
居宅訪問型 児童発達支援	人分	4	13	16	21
	人日分	8	45	75	91

## ウ 見込量確保と質の向上のための方策

- 市町村による障がい児の療育支援体制の確保のため、市町村や児童発達支援事業所等のニーズに応じ、県立希望が丘こども医療福祉センターの医師等の医療従事者や作業療法士等の派遣、関係職員の専門研修により、関係機関の障がい児支援技術の向上等を図ります。

(健康福祉部障害福祉課)

(健康福祉部医療福祉連携推進課)

- 発達障がい児に対する地域支援機能を強化するため、各圏域に設置している「圏域発達障がい支援センター」により、児童発達支援事業所、保育所等に対し、研修、連絡調整、助言等を行います。

(健康福祉部子育て支援課)

(健康福祉部障害福祉課)

- 就学時及び卒業時における支援体制の円滑な移行、学校と障害児通所支援事業所等の緊密な連携等を図るべく、県・市町村内で障がい児支援担当部局と教育委員会との連携体制を確保します。

(健康福祉部障害福祉課)

(教育委員会特別支援教育課)

- 国が定める「放課後等デイサービスガイドライン」「児童発達支援ガイドライン」の周知徹底、児童発達支援管理責任者を対象とする圏域研修、発達障がいに関する研修の実施や関係団体・事業所との連携の促進等により、支援の質の向上を図ります。

(健康福祉部障害福祉課)

## ② 障害児入所支援

### ア 提供サービスの概要

項 目	備 考
福祉型児童入所支援	入所による保護、日常生活の指導及び独立自活に必要な知識技能の付与を行うサービス
医療型児童入所支援	入所による保護、日常生活の指導及び独立自活に必要な知識技能の付与及び治療を行うサービス

### イ サービス見込量

項 目	単 位	第 1 期計画	第 2 期計画		
		令和 2 年度 (実績見込)	3 年度	4 年度	5 年度
福祉型児童入所支援	人分	62	62	62	62
医療型児童入所支援	人分	40	40	40	40

### ウ 見込量確保と質の向上のための方策

- 福祉型児童入所支援は、障がい児に対する発達支援、自立支援、社会的養護等の機能を有する地域のセーフティーネットとしての役割があり、本県においては、2施設においてそれが担われているところです。今後も、国の施策を注視しながら、必要なセーフティーネットの維持を図ってまいります。

また、県、市町村、施設、学校、相談支援事業所及び障害福祉サービス事業所等の関係機関の連携により、入所している児童が18歳以降も適切な場所で適切な支援を受けることができるようにすることで、支援の質の向上を図ってまいります。

(健康福祉部障害福祉課)

- 医療型障害児入所施設「県立希望が丘こども医療福祉センター」や、「岐阜県総合医療センター重症心身障がい児施設すこやか」、「国立病院機構長良医療センター」との連携・役割分担により医療的ケアを必要とする障がい児(医療的ケア児等)の入所ニーズに対応します。

(健康福祉部障害福祉課)

(健康福祉部医療福祉連携推進課)



### ③ 障害児相談支援

#### ア 提供サービスの概要

項 目	備 考
障害児相談支援	支給決定前の障害児支援利用計画案及び支給決定後の計画の作成、一定の期間後にサービス等の利用状況の検証を行い計画の見直しを行うサービス

#### イ サービス見込量

		第1期計画	第2期計画		
項 目	単位	令和2年度 (実績見込)	3年度	4年度	5年度
障害児相談支援	人分	2,093	2,363	2,521	2,695

#### ウ 見込量確保と質の向上のための方策

- 相談支援従事者研修において、意思決定支援への配慮、高齢障がい者への対応やサービス等利用計画の質の向上等を踏まえた質の高いケアマネジメントを含む地域を基盤としたソーシャルワークを実践できる相談支援専門員を養成してまいります。

(健康福祉部障害福祉課)

- 主任相談支援従事者養成研修の実施により、市町村と連携しながら、地域づくり、人材育成、困難事例への対応等、相談支援に関して地域の指導的な役割を担う人材となる主任相談支援専門員を養成してまいります。

(健康福祉部障害福祉課)

## (2) 圏域ごとの障害児通所支援等の見込量について

市町村障害児福祉計画における障害児通所支援等の見込量を圏域ごとに集計したものを次のとおり定めます。

### ① 岐阜圏域

○障害児通所、障害児入所、障害児相談支援		第1期計画	第2期計画		
項目	単位	令和2年度 (実績見込)	3年度	4年度	5年度
児童発達支援	人分	917	1,018	1,085	1,159
	人日分	6,232	6,944	7,609	8,362
医療型児童発達支援	人分	85	100	106	112
	人日分	507	605	634	662
放課後等デイサービス	人分	1,769	1,884	2,030	2,184
	人日分	21,030	22,890	24,896	27,022
保育所等訪問支援	人分	68	76	80	84
	人日分	122	137	148	172
居宅訪問型児童発達支援	人分	2	4	6	7
	人日分	3	10	38	40
福祉型児童入所支援	人分	28	28	28	28
医療型児童入所支援	人分	24	24	24	24
障害児相談支援	人分	813	942	1,041	1,155

### ② 西濃圏域

○障害児通所、障害児入所、障害児相談支援		第1期計画	第2期計画		
項目	単位	令和2年度 (実績見込)	3年度	4年度	5年度
児童発達支援	人分	791	819	836	847
	人日分	5,155	6,475	6,630	6,752
医療型児童発達支援	人分	7	9	9	10
	人日分	35	43	43	48
放課後等デイサービス	人分	525	563	574	582
	人日分	10,255	12,803	12,959	13,196
保育所等訪問支援	人分	5	8	9	13
	人日分	10	14	17	26
居宅訪問型児童発達支援	人分	0	5	5	7
	人日分	0	18	18	26
福祉型児童入所支援	人分	7	7	7	7
医療型児童入所支援	人分	2	2	2	2
障害児相談支援	人分	551	575	591	603

### ③ 中濃圏域

○障害児通所、障害児入所、障害児相談支援		第1期計画	第2期計画		
項目	単位	令和2年度 (実績見込)	3年度	4年度	5年度
児童発達支援	人分	701	748	762	777
	人日分	3,778	4,046	4,128	4,215
医療型児童発達支援	人分	3	4	4	4
	人日分	10	35	35	35
放課後等デイサービス	人分	692	732	788	854
	人日分	7,150	7,703	8,329	9,033
保育所等訪問支援	人分	35	69	69	72
	人日分	37	81	81	90
居宅訪問型児童発達支援	人分	1	2	2	2
	人日分	1	11	11	11
福祉型児童入所支援	人分	6	6	6	6
医療型児童入所支援	人分	5	5	5	5
障害児相談支援	人分	240	261	290	329

### ④ 東濃圏域

○障害児通所、障害児入所、障害児相談支援		第1期計画	第2期計画		
項目	単位	令和2年度 (実績見込)	3年度	4年度	5年度
児童発達支援	人分	759	767	767	769
	人日分	2,174	2,255	2,268	2,281
医療型児童発達支援	人分	0	0	1	1
	人日分	0	0	1	1
放課後等デイサービス	人分	1,122	1,147	1,163	1,169
	人日分	5,407	5,910	6,049	6,109
保育所等訪問支援	人分	12	27	28	29
	人日分	18	51	53	55
居宅訪問型児童発達支援	人分	0	0	0	1
	人日分	0	0	0	1
福祉型児童入所支援	人分	10	10	10	10
医療型児童入所支援	人分	8	8	8	8
障害児相談支援	人分	304	309	315	316

⑤ 飛騨圏域

○障害児通所、障害児入所、障害児相談支援		第1期計画	第2期計画		
項目	単位	令和2年度 (実績見込)	3年度	4年度	5年度
児童発達支援	人分	514	579	590	600
	人日分	1,922	1,988	2,022	2,051
医療型児童発達支援	人分	0	1	2	2
	人日分	0	1	2	2
放課後等デイサービス	人分	324	332	353	374
	人日分	2,718	2,739	2,926	3,177
保育所等訪問支援	人分	15	20	21	23
	人日分	17	24	25	30
居宅訪問型児童発達支援	人分	1	2	3	3
	人日分	4	6	8	8
福祉型児童入所支援	人分	11	11	11	11
医療型児童入所支援	人分	1	1	1	1
障害児相談支援	人分	185	276	284	292

⑥ 県合計

○障害児通所、障害児入所、障害児相談支援		第1期計画	第2期計画		
項目	単位	令和2年度 (実績見込)	3年度	4年度	5年度
児童発達支援	人分	3,682	3,928	4,040	4,152
	人日分	19,261	21,708	22,657	23,661
医療型児童発達支援	人分	95	114	122	129
	人日分	552	684	715	781
放課後等デイサービス	人分	4,432	4,658	4,908	5,163
	人日分	46,560	52,045	55,159	58,537
保育所等訪問支援	人分	135	200	207	221
	人日分	204	307	324	373
居宅訪問型児童発達支援	人分	4	13	16	21
	人日分	8	45	75	91
福祉型児童入所支援	人分	62	62	62	62
医療型児童入所支援	人分	40	40	40	40
障害児相談支援	人分	2,093	2,363	2,521	2,695

## 第7章 地域生活支援事業の実施に関する事項

地域生活支援事業は、相談支援、移動支援、コミュニケーション支援など、障がいのある人たちが安心して自立した地域生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じ、市町村及び都道府県が主体となって実施するものです。

このうち、都道府県においては、特に専門性の高い相談支援事業や広域的な対応が必要な事業、指導者育成事業などを実施することとされています。

本県では、専門性・広域の視点から、次のような地域生活支援事業を展開していきます。

### 1 県が行う地域生活支援事業の実施に関する事項

#### (1) 専門性の高い相談支援事業

特に専門性の高い相談について、必要な情報の提供等の便宜を供与し、障がい者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるようにすることを目的としています。

##### ① 発達障害者支援センター運営事業

発達障害者支援センターは、発達障がい児者に対する支援を総合的に行う地域の拠点として、発達障がいに関する各般の問題について発達障がい児者及びその家族からの相談に応じ、適切な指導又は助言を行うとともに、関係施設及び関係機関との連携強化等により、発達障がい児者に対する地域における総合的な支援体制の整備を推進し、もって、これらの発達障がい児者及びその家族の福祉の向上を図ることを目的とします。

- 発達障がい児者やその家族からの相談に応じるとともに、関係機関との連携強化により地域の総合的な支援体制の整備を推進します。

(健康福祉部障害福祉課)

延べ利用見込み者数

年 度	3年度	4年度	5年度
延べ利用見込み者数	3,050人	3,050人	3,050人

##### ② 高次脳機能障害支援普及事業

高次脳機能障がいに対する県全体の相談体制を強化し、医療関係者、県民及び市町村職員等への普及・啓発を図ります。

- 高次脳機能障害相談支援事業  
相談体制を強化するため、支援拠点機関における相談を継続するとともに、身近な地域において相談が可能となるよう、圏域ごとに設置したコーディネーターが引き続き相談支援を行います。

(健康福祉部保健医療課)

- 高次脳機能障害啓発・人材養成事業  
高次脳機能障がいについては、普及・啓発を継続することで、徐々に認知されるようになってきましたが、まだ社会的な理解が十分ではないため、さらに普及・啓発活動及び研修会を継続していきます。

(健康福祉部保健医療課)

- 地域連携型の支援システムの構築  
高次脳機能障がいに対する医療やリハビリテーションを身近な地域で受けることができるよう、圏域ごとに指定した協力医療機関と支援拠点病院が連携を強化していきます。さらに、安心して地域生活が送れるよう、圏域コーディネーターが所属する地域支援協力機関や協力医療機関等連携病院（精神科病院）とも連携し、地域連携型の支援システムの構築を推進します。

(健康福祉部保健医療課)

実施見込み箇所数・実利用見込み者数

年 度	3 年 度	4 年 度	5 年 度
実施見込み箇所数	7 カ所	7 カ所	7 カ所
実利用見込み者数	1,600人	1,600人	1,600人

## (2) 専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業

手話通訳者、要約筆記者、盲ろう者向け通訳・介助員を養成することにより、聴覚、言語機能、音声機能等の障がいのため、意思疎通を凶ることに支障がある障がい者等の自立した日常生活又は社会生活を営むことができるようにすることを目的としています。

### ① 手話通訳者・要約筆記者養成研修事業

- 身体障がい者福祉の概要や手話通訳又は要約筆記の役割・責務等について理解ができ、手話通訳に必要な手話語彙、手話表現技術及び基本技術を習得した手話通訳者並びに要約筆記に必要な要約技術及び基本技術を習得した要約筆記者を養成します。

また、現任者に対するスキルアップ研修の実施により資質の向上を図ります。

(健康福祉部障害福祉課)

合格者数※

年 度	通訳・筆記	3 年 度	4 年 度	5 年 度
合格者数累計	手話通訳者	30人	36人	42人
	要約筆記者（手書）	53人	57人	61人
	要約筆記者（PC）	26人	29人	32人

※手話通訳者及び要約筆記者（手書・PC）は養成研修終了後、統一試験を受験し合格することで、手話通訳者・要約筆記者（手書・PC）となります。

## ② 盲ろう者向け通訳・介助員養成研修事業

- 盲ろう者の自立と社会参加を図るため、盲ろう者向け通訳・介助員を養成するとともに、現任者に対するスキルアップ向上を図ります。

(健康福祉部障害福祉課)

実養成講習修了見込み者数

年 度	3年度	4年度	5年度
実養成講習修了見込み者数	15人	15人	15人

## ③ 失語症意思疎通支援養成事業

- 失語症者に対する意思疎通支援者を養成し、失語症者の社会参加を支援します。

(健康福祉部障害福祉課)

意思疎通支援者講習終了見込み者数

年 度	3年度	4年度	5年度
講習修了見込み者数	18人	18人	18人

## (3) 専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業

特に専門性の高い意思疎通支援を行う者を派遣する体制を整備することにより、広域的な派遣や市町村での実施が困難な派遣等を可能とし、意思疎通を図ることが困難な障がい者等が自立した日常生活又は社会生活を行うことができるようにすることを目的としています。

(健康福祉部障害福祉課)

### ① 手話通訳者・要約筆記者派遣事業

- 聴覚障がい者の自立と社会参加を図るため、障がい福祉関係団体が主催又は共催する広域的な行事に、手話通訳者又は要約筆記者を派遣します。

実利用見込み件数

年 度	通訳・筆記	3年度	4年度	5年度
実利用見込み件数	手話通訳者	300件	300件	300件
	要約筆記者 (手書)	60件	60件	60件
	要約筆記者 (PC)	15件	15件	15件

### ② 盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業

- 盲ろう者の自立と社会参加を図るため、コミュニケーション及び移動等の支援を行う盲ろう者向け通訳・介助員を派遣します。

(健康福祉部障害福祉課)

実利用見込み件数

年 度	3 年度	4 年度	5 年度
実利用見込み件数	650件	650件	650件

### ③ 失語症意思疎通支援派遣事業

- 失語症者の自立と社会参加を図るため、コミュニケーションの確保及び外出等の支援を行う意思疎通支援者を派遣します。

(健康福祉部障害福祉課)

実利用見込み件数

年 度	3 年度	4 年度	5 年度
実利用見込み件数	150件	300件	450件

### (4) 意思疎通支援を行う者の派遣に係る市町村相互間の連絡調整事業

手話通訳者、要約筆記者の派遣に係る市町村相互間の連絡調整体制を整備することにより、広域的な派遣を円滑に実施し、聴覚障がい者等が自立した日常生活又は社会生活を行うことができるようにすることを目的としています。

- 市町村域又は都道府県域を越えた広域的な派遣を円滑に実施するため、市町村間では派遣調整ができない場合には、県が市町村間の派遣調整を行います。

(健康福祉部障害福祉課)

### (5) 広域的な支援事業

#### ① 圏域相談支援体制整備事業

圏域ごとに相談支援等に関する特別アドバイザー及び圏域サポーターを配置し、市町村における障がい者相談支援体制の構築に向けて必要な支援を行うとともに、広域的・専門的な相談支援を行っております。

- 市町村の協議会の運営の活性化と基幹相談支援センターの設置に向けた支援により、相談支援体制の整備を図るため、各圏域に1人(岐阜圏域は2人)の特別アドバイザー及び同人数の圏域サポーターを設置しております。

(健康福祉部障害福祉課)



## ② 精神障害者地域移行・地域生活支援事業

精神障がい者が住み慣れた地域を拠点とし、本人の意向に即して、本人が充実した生活を送ることができるよう、統合失調症を始めとする入院患者の減少及び地域生活への移行に向けた支援並びに地域生活を継続するための支援を推進します。

県では、精神障がい者の視点を重視した支援を充実する観点や、精神障がい者が自らの疾患や病状について正しく理解することを促す観点から、ピアサポーター（※）の積極的な活用に努めます。

※ピアサポーターとは

ピアサポート（精神障がいの当事者（経験者）として、自身の精神疾患や病状等の経験を通じて同じ障がいを持つ方に対して支援）を行う人。ピアサポーターは、精神障がい者の相談や地域交流・自己啓発などの社会参加活動を支援する。

- ピアサポーターの活用により、当事者の視点やリカバリーの経験を踏まえた働きかけを行うことで、地域移行・地域定着支援の推進を図ります。

【入院中の精神障がい者の地域移行支援・精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの推進（再掲）】

（健康福祉部保健医療課）

ピアサポーターの登録見込み者数（実人数）

年 度	3年度	4年度	5年度
登録見込み者数	20人	20人	20人

## ③ 発達障害者支援地域協議会による体制整備事業

自閉症、アスペルガー症候群等の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害等の発達障がいをもつ障がい児者への支援体制を整備するため、医療、保健、福祉、教育、労働等の関係者で構成する「発達障害者支援地域協議会」を設置し、発達障がい児者への支援体制の充実を図ります。

- さまざまな関係者で構成する「県発達障がい者等支援体制整備推進連携会議」を開催します。

（健康福祉部障害福祉課）

開催見込み数

年 度	3年度	4年度	5年度
開催見込み数	2回	2回	2回

【参考】

「障害福祉サービス及び相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業の提供体制の整備並びに自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針（平成十八年厚生労働省告示第三百九十五号）」（国の基本指針）に掲げる都道府県障害福祉計画に定める事項等（抜粋）

○都道府県障害福祉計画において定める事項  
別表第三

事 項	内 容
一 都道府県障害福祉計画等の基本的理念等	都道府県障害福祉計画等に係る法令の根拠、趣旨、基本的理念、目的及び特色等を定めること。
二 区域の設定	指定障害福祉サービス等又は指定通所支援等の種類ごとの量の見込みを定める単位となる区域を定めた場合に、その趣旨、内容等を定めること。
三 提供体制の確保に係る目標 (一) 障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標	<p>障害者について、施設入所者の地域生活への移行、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築、地域生活支援拠点等が有する機能の充実、福祉施設の利用者の一般就労への移行等を進めるため、この基本指針に即して、地域の実情に応じて、令和五年度における成果目標を設定すること。</p> <p>特に福祉施設の利用者の一般就労への移行等の数値目標を達成するため、労働担当部局、教育委員会等の教育担当部局、都道府県労働局等の関係機関と連携して、次に掲げる事項について障害者雇用の推進に関する活動指標を設定して、実現に向けた取組を定めること。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 就労移行支援事業及び就労継続支援事業の利用者の一般就労への移行</li> <li>② 障害者に対する職業訓練の受講</li> <li>③ 福祉施設から公共職業安定所への誘導</li> <li>④ 福祉施設から障害者就労・生活支援センターへの誘導</li> <li>⑤ 公共職業安定所における福祉施設利用者の支援</li> </ol>



	<p>の提供体制が適切に整備されているかという視点から課題を整理すること。</p> <p>③ ①及び②を踏まえ、障害者等の支援に必要な指定障害福祉サービス及び障害児通所支援の種類及び量の見通しを作成すること。加えて、当該見通しを達成するために新たに必要となる指定障害福祉サービス及び障害児通所支援を実施する事業所数を見込むとともに、年次ごとの事業所の整備計画を作成すること。</p>
六 各年度の指定障害者支援施設及び指定障害児入所施設等の必要入所定員総数	令和五年度までの各年度における指定障害者支援施設及び指定障害児入所施設等の必要入所定員総数を定めること。
七 都道府県の地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項	<p>都道府県が実施する地域生活支援事業について、第二に定める成果目標の達成に資するよう地域の実情に応じて、次の事項を定めること。</p> <p>① 実施する事業の内容</p> <p>② 各年度における事業の種類ごとの実施に関する考え方及び量の見込み</p> <p>③ 各事業の見込量の確保のための方策</p> <p>④ その他実施に必要な事項</p>
八 指定障害福祉サービス等支援に従事する者の確保又は資質の向上のために講ずる措置	指定障害福祉サービス等支援に従事する者及び相談支援専門員等の確保又は資質の向上のために実施する措置に関する事項を定めること。
<p>九 関係機関との連携に関する事項</p> <p>(一) 区域ごとの指定障害福祉サービス又は指定地域相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る医療機関、教育機関、公共職業安定所その他の職業リハビリテーションの措置を実施する機関その他関係機関との連携に関する事項</p> <p>(二) 区域ごとの指定通所支援の提供体制の確保に係る医療機関、教育機関その他の関係機関との連携に関する事項</p>	<p>都道府県の障害保健福祉部局と医療機関、教育機関等関係機関との連携方法等を定めること。</p> <p>都道府県の障害保健福祉部局と医療機関、教育機関等関係機関との連携方法等を定める事。</p>
十 都道府県障害福祉計画等の期間	都道府県障害福祉計画等の期間を定めること。
十一 都道府県障害福祉計画等の達成状況の点検及び評価	各年度における都道府県障害福祉計画等の達成状況を点検及び評価する方法等を定めること。

